

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第30回）議事概要

1 日時 平成31年2月7日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

荒内隆浩（家），飯畑勝之（地），金井一晃（地家），児玉寛子（家），佐藤健一（地家），佐藤慎也（地家），首藤晴久（家），武井紀子（地），竹中孝（家），西舘康司（地），野呂文人（地），古久保正人（地家），松岡浩美（家），三上富士子（家），森清（地），山鹿高紀（地），若木茂子（家）

(2) 説明者

古玉正紀刑事部部総括裁判官，中井隆利地裁事務局長，佐藤潔家裁事務局長，柴山昇民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，藤原光浩家裁首席書記官，平塚恵首席家裁調査官，大川尚子家裁訟廷管理官，高山行正家裁総務課長，青木堅一家裁主任書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 古久保委員長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

石岡愛子，太田宜邦，大矢奈美，沼田桃子，宮田和歌子

(4) 新委員の紹介（敬称略）

児玉寛子，武井紀子，三上富士子，山鹿高紀，若木茂子

(5) 協議テーマ

ア 裁判員制度の現状及び今後の裁判員制度広報について

イ 成年後見制度の現状と課題について

(6) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 裁判員制度の現状及び今後の裁判員制度広報について

意見交換に先立ち，裁判員制度の現状及びこれまでの裁判員制度広報について説明するとともに，青森地裁における今後の裁判員制度広報の予定について説明した。

- ◎ これまで裁判所が行ってきた裁判員制度の広報や裁判員制度の認知度について，御意見や御感想はあるか。
- 裁判員制度広報として，出前講義を実施しているとの説明があったが，年間どのくらい実施しているのか。
- 平成28年は，3件の要望があり全て実施した。平成29年度は，4件の要望があり全て実施した。ここ数年は，大学等からの要望が集中し，企業等からの要望が少ない現状であり，企業等への出前講義を積極的に実施するための広報をどのように行うかが今後の課題である。
- 出前講義を実施する際に，報道等の取材をしてもらえば良いと思う。
- 裁判所としても，報道等の取材をしていただくことについて支障はなく，取材していただけるのであれば，お願いしたい。ただし，取材に関して受講者の方々の了解を得なければならないことも考慮しなければならない。
- ◎ 裁判員制度導入時には，いろいろな場所に出向いて出前講義を行った。裁判所としては，様々な場所での出前講義を実施するスタンスをとっているため，委員の方々から御要望があれば，裁判所に御連絡いただきたい。
- 裁判員候補者の辞退率が高いと感じたが，青森地裁における辞退率の状況を教えてもらいたい。一度裁判員を引き受けた時に，裁判員が拘束される日数や時間も参考にお聞きしたい。
- 辞退率は，個別の事件において裁判員候補者名簿からくじで選定された候補者数の人数の累計のうち，①その選定された候補者に送付する調査票

により辞退が認められた人数，②その後の選任手続期日のお知らせの際に同封する事前質問票により辞退が認められた人数，③選任手続期日において辞退が認められた人数の累計の割合となる。青森地裁における辞退率は、裁判員制度施行の年の平成21年が62.1%，一番辞退率が高かったのが平成25年で72.1%，平成29年が69.1%，平成30年においては65%程度と辞退率が低くなってきている。

□ 裁判員として参加される方の拘束される日数や時間は、裁判がどのくらいの長さで終わるのかにも左右されるところだが、全国的には、難しい事件であれば数か月間裁判が行われる場合もある。その場合は、連日ではなく週に三日又は四日裁判所に来ていただき、それが数か月続くことになる。青森地裁の実例でいうと、大都市の裁判所と比べ比較的短い期間で裁判が終わっていると思われる。短ければ、選任手続期日と公判・評議を合わせて、五日間程度裁判所に来ていただくことになる。長いと二週間程度かかる裁判もあり、仕事をされている裁判員は二週間仕事を休むことにもなる。拘束期間が長くなることが、辞退率が高くなる要因となっているのではないかと感じており、裁判所としては、公判廷において調べる証拠を必要不可欠なものに絞って、合理的な裁判の日程を組むことが今後の課題である。年々難しい事件が増えてきており、裁判も時間が長くかかる傾向にあり、辞退率が改善しない要因ではないかと考えられる。

◎ どうしても、重大事件が報道されることが多いため、裁判の長期化のイメージがあるが、裁判が非常に長くかかるのは例外的である。

○ 現在の裁判員制度では、20歳以上で選挙権のある方が候補者となるということだが、成人年令の引下げによる影響はあるのか。

□ 成人年令の引下げとはリンクせず、これまでどおり、裁判員を務めるのは20歳以上となっている。18歳又は19歳の方が選挙人名簿に載るが、各裁判所が裁判員候補者名簿を作成する際に、その方々は除かれることに

なる。また、学生であることを理由に辞退することもできるので、大学生や専門学校生が裁判員として参加している事例は少ないのが現状である。

- 今の二十代の若い世代にとっては、インターネットやSNSの方が身近なメディアになっていると思うが、インターネットやSNSを利用して広報していることはあるのか。また、これから利用する予定はあるのか。
- 裁判所のホームページでは様々な情報を掲載して広報しているが、なかなかホームページを見てもらえていないと感じている。裁判所職員の採用広報では、Facebookを活用しているので、一般広報においても、そのようなSNS等の活用を検討しなければならないと考えている。
- 広報になかなか費用をかけられないということであるが、ケーブルテレビであれば、他の団体等が行っている各種講演会などに参加する場合に、テレビが外向いて取材し、30分番組などを製作することも可能である。
- 出前講義や模擬裁判などはその日のものとして取材することになり、その時は情報として流れるが、様々な情報に埋もれてしまう可能性もある。若い世代は、テレビよりもSNSやツイッターを利用していると実感している。ホームページでは情報が動かないため、独自のアカウントを持って積極的にツイッター等で情報を発信していくなど、自分から動いて情報発信する広報を取り入れることが、身近に感じてもらうことにつながる。
- 裁判員制度施行により、裁判所の印象がすごく柔らかくなったと感じている。裁判所がこれだけ一般向けの広報に取り組んでいることは、裁判員制度施行前はなかったのではないかと思う。テレビもあるが、ラジオは、繰り返し短時間に情報が流れるものであり、車を運転する方にとっても耳から自然と情報が入ってくるもので、すごく大事なマスメディアであると思う。
- 夏休み子どもイベントとして模擬裁判員裁判を実施し好評であるということだが、一回に何人くらいのお子さんが参加しているか。今年は、一日

に午前と午後の二回に回数を増やすということだが、日を改めてもう一日増やすとか回数を増やすことは可能なのか。また、好評であれば、日にちや回数だけでなく参加人数を増やすことも考えられるのではないか。

- 一回のイベントで、30ないし35人程度のお子さんに参加していただいている。例年、一日一回実施していたが、今年は裁判員制度施行10周年ということで、午前と午後の二回に増やして実施することを検討している。好評であれば、更に回数や参加人数を増やすことも検討していきたい。
- イ 成年後見制度の現状と課題について

意見交換に先立ち、成年後見制度の概要について説明するとともに、青森家裁における成年後見制度の利用状況と問題点について説明した。

- ◎ 成年後見制度に関する御質問、あるいは、制度の利用状況等についての御意見や御質問はあるか。
- 後見事件は終結時点がいつになるのか予想が難しいと感じている。実は、成年後見人を引き受けた経験がある。成年後見人を引き受けた時には、後見人の業務は数年で終わるものと予想していたが、予想よりも相当長い間後見人を務めた。その間、後見人自身が健康を害したりしたらどうしようとか、後見人自身が死亡した場合、後見人の業務はどうなってしまうのか心配や不安が常にあった。後見人自らが、後見人を交替していただくよう家庭裁判所に申出をすることは可能なのか。
- 引続き後見業務を行うことが難しいということであれば、自ら辞任を申し出ることも可能である。不安や心配がある場合は、まずは家庭裁判所に御相談していただきたい。
- 突然後見人が亡くなった場合、家庭裁判所は、新たに後見人を選任することになる。後見人としては、財産目録や収支表をこまめに作成しておくなどを工夫していただくことになる。後見人が亡くなった場合、その親族から家庭裁判所に連絡があれば、家庭裁判所から、新たに後見人を選任す

る申立てなどの手続を教示するし、職権で選任する場合もある。

- 被後見人が亡くなった場合、法務局への後見終了登記は必要なのか。
- 後見登記は東京法務局で一括管理しており、役場への死亡届と後見登記とはリンクしていない。そのため、被後見人が死亡した場合は法務局への後見終了の登記が必要である。家庭裁判所では、後見人に対して、後見終了登記手続をするよう教示している。
- 後見制度を利用する必要があるがあっても、実際には、なかなか利用できていない方々が多いのではないかと思う。それは、手続の難しさが理由の一つと考える。地域連携ネットワークは、地方自治体が中心となって中核機関を作っていくイメージと理解しているが、県内における中核機関の設置状況はどうなっているのか。
- 青森県内の中核機関の設置の状況については、設置が進んでいる地域もあるが、白紙状態の市町村が多い地区もある。一部の地域では、地元の弁護士が中心となって、近隣町村が集まって定期的に協議会を開催しているが、まだ中核機関の設置には至っていないようである。市民後見人の育成はしているものの、家庭裁判所への推薦までは至っていない市もあり、市民後見人を家庭裁判所に後見人候補者として推薦できるような態勢を整えているところである。その近隣町村間の連携については全く取れていない状況であったが、先日、青森県が主催する市民後見人育成推進協議会の中で近隣町村との連携が必要ではないかとの意見があり、今後、連携の方向で進んでいくことを期待している。
- 中核機関の設置が進んでおらず、近隣の町村から、町村独自の設置は厳しいので市に何とかしてほしいとの御意見が寄せられている。来年度には、中核機関の設置をできるようにしたい。市民後見人の育成については、研修会を開催して養成を進めており、その後のフォローアップ研修も行っているが、市民後見人が後見人に選任された場合、市民後見人となる方への

負担も大きいのではないかということで、被後見人となる方の条件を付けて、なるべく市民後見人に負担を負わせないケースにおいて、市民後見人になっていただくことを考えている。今のところ、その被後見人の条件を満たしている方がいないことで、市民後見人の選任までつながっていない状況である。

- 中核機関を設置し、地域連携ネットワークを作り上げていくため、市町村が直営・委託するとあるが、その予算はどこから出るのか。各市町村が負担することになるのか。
- 全国的にも、中核機関を設置するに当たり、予算の問題でなかなか設置が進んでいない状況である。そもそも直営にするのか委託にするのか、委託するのであればどの機関と契約するのか、各市町村が人口割合で予算を負担するのかなど、様々な問題が生じており、まとまりつつある構想が止まっているという例もある。
- 市町村ごとに中核機関を設置するのが理想なのか。
- 決まりはない。大規模の市では単独で設置する場合もあれば、小規模市町村は、近隣の大きな市と連携して共同で設置する場合もある。
- 地域連携ネットワークの構想が成年後見制度利用促進基本計画の中に位置付けられているのか。
- そのとおりである。今は、厚生労働省が主管となっている。
- 若者育成支援法を主管している県では、困難な問題を抱える子どもや若者を地域でネットワークを作って支援していこうという仕組みがあるようだが、後見制度における地域連携ネットワークと同じようになかなか進んでいない状況であり、家庭裁判所と似たような課題がある。
- 県内の消費生活センターでは、相談を寄せた方々に対し、事案によっては、成年後見制度の活用について助言している。また、県消費生活センターでは県内の様々な方々からの依頼により、年間80回から90回程度出

前講座をしているが、その際にも成年後見制度の紹介をする場合もある。

今後も、成年後見制度の紹介をしていきたい。

(7) 次回開催期日及びテーマ

平成31年7月4日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは、追ってお知らせする。

(8) 閉会